

- 1 会 議 名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和 7 年 10 月 20 日 (月)
午後 1 時 40 分から午後 3 時 51 分まで
- 3 場 所 第 2 ・ 第 3 委員会室
- 4 出席議員 議員 15 名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 7 会長あいさつ
- 8 報告事項

(1) チーム会議開催報告について (基本条例・I C T・市民参加)

・基本条例チーム

梅村副会長：これまでの見直し内容について資料に基づき説明

21 日にチーム会議を行う予定。本日はほかの協議事項が多いため、この内容について意見を聞くのはまた別の場所で行いたいと思っている。

・I C Tチーム

関戸議員：11 月上旬にチーム会議を行い、実際に使用してみての不具合の改善と規則制定を早急に行いたい。

また、タブレットについてお願いだが、使用しないときは事務局に返却してもらいたい。

日比野議員：事務局に預けるときに充電してもらえるのか。預けたままだと充電されないと思うが。

関戸議員：自分で充電してほしい。

大野議員：せめて週末は返却してはいかがか。週末返却していないと持って帰っていないかどうか分からず、事務局が困る。充電したうえで週末に事務局に返しては。もともと事務局に戻すのではなかったか。

関戸議員：紛失や熱対策で事務局に戻すこととしていた。そのルールもきちんと作成し、また提案させていただきたい。

谷平会長：週末には事務局に返却することとし、またルールを決めていってほしい。

・市民参加チーム

須藤議員：チーム会議で 11 月 28 日に岩倉北小学校で行う主権者教育について報告させていただいた。内容についてはまだ決まっていないため、今回報告させていただく。

(2) ふれあいトークの記録書について

・誤字脱字について確認し修正した。

水野議員：参加議員名は記載していたか。

大野議員：今年の過去の様式を見たところ入っていたので入れた。記録者については過去入れていたが入れなくてよくなったと思うが。

塚崎議員：書き方の体裁を一度決めた気がするが今すぐに思い出せない。今思い出せる人はいるか。「議会の応答」を「議会の意見」に変えていたときもあるような。しっかり見返さないと統一様式が分からない。

大野議員：議会事務局が作成した書式を使用している。

谷平会長：一度調べて改めて統一様式について伝える。

9 協議事項

（１）五条川小学校「ときめき未来寄合」について

須藤議員：資料に基づき説明

- ・役割分担を以下のとおり発表した。

のんびり（３年）…水野議員

五条川について（３年）…日比野議員

山車（３年）…関戸議員

盆踊り（３年）…井上議員

外国人理解（４年）…木村議員

高齢者・乳幼児・妊婦（４年）…榊谷議員

S L（５年）…片岡議員

市内の防犯（６年）…谷平議員

市の観光、SNS（６年）…塚崎議員

市の病院（医療）（６年）…鬼頭議員

市のゴミ問題（６年）…梅村議員

地域の遊び場（６年）…堀江議員

空き家問題（６年）…須藤議員

五条川の環境問題（６年）…大野議員

ちっチャイ菜（３・５・６年）…伊藤議員

それぞれの担当分野について調べてきていただきたい。

関戸議員：１チーム何人くらいいるか。

須藤議員：３～４人だと思う。

梅村議員：ある程度子どもたちが提言をまとめてきている中で、発表を受けてアドバイスする役割でよいか。

須藤議員：そのとおり。関連する人や場所を紹介してほしいということだった。

梅村議員：体育館で行うということだが、この時間内のさらに細かい流れについては聞いていないか。

須藤議員：細かいところまで聞いていない。

伊藤議員：ちっちゃイ菜は、3年生、5年生、6年生をすべて行うのか。

谷平会長：3年生、5年生、6年生が混合している班ということではないか。

塚崎議員：2月28日に開催される五条っ子フェスの企画を今やっていて、それを実現するために議員がアドバイスするというような認識でよいのか。

谷平会長：そのとおりである。

木村議員：保護者、地域の方、行政の方ということで、大人もグループに参加しているということか。議員と子どもたちだけの話し合いではないということか。

須藤議員：そのとおり。

木村議員：市の職員も誰か来るのか。

須藤議員：聞いていない。

木村議員：前回の中学校のようなものをイメージしてはいけないということか。

須藤議員：そのとおり。

榊谷議員：4日間開催する案内なので、この日は議員のみで行うということなのではないか。保護者や地域の方は別の日ではないか。

須藤議員：分からない。しかし、この日はその後に保護者や地域の方向けのイベントがある。去年は地域の人にも来ていた。

梅村議員：交通手段、服装、持ち物は。室内履きは必要か。

須藤議員：交通手段は自動車乗り合わせか自転車、徒歩でお願いしたい。服装は自由である。上着を着なくてもよい。室内履きについては何も聞いていないが学校で用意してもらえと思う。個人で用意したい人は持参してもらっても構わない。

（2）岩倉北小学校3年生における主権者教育について

須藤議員：資料に基づき説明

まだ学校と打ち合わせをしていないので、来月の議会基本条例推進協議会で詳しいことを報告する予定である。

（3）議会報告会について

事務局：資料に基づき説明

谷平会長：司会が榊谷議員、記録が堀江議員、受付が大野議員と塚崎議員、マイクが伊藤議員、片岡議員が欠席予定なのでよろしくお願いします。令和6年度決算報告については財務常任委員会の井上委員長と日比野副委員長にやっていただく。令和6年度決算審査による削減、縮減及び改善（提言）案について資料に基づき説明。

梅村副会長：一覧表は参加者全員に配布し、順位を報告しようと思う。個々

の説明を提出者が行うかどうか。現状と提案の報告である。全員で一致した意見ではないので、これが議会としての意見とは言えず、こう考えている議員がいて、賛同者がどの程度かという報告となる。婚活事業については木村議員と塚崎議員から提出していただいたが、どちらから説明されるか。ふるさとといわくら応援寄附金は水野議員から提出してもらったので、水野議員から説明してもらえたらと思う。時間は1分程度である。3位については複数あったので複数あったという報告にしたいと思っている。報告の流れは、最初に総括的な報告として広報いわくらの決算資料を使用して全体的にこのようであったという説明を財務の正副委員長にしてもらう。その後、決算審査を終えて個々の事業についてこのような意見や提案があったという報告をする。その後、報告についての意見交換をし、時間があればフリートークをするという流れを考えている。用意する資料は広報の決算資料、決算審査による削減、縮減、改善（提言）案一覧表、次第、アンケートである。一覧表を配付するため、報告していないものについても意見が出るかもしれない。意見を提出した方は準備してもらえたらと思う。

谷平会長：アンケートは従来と同じでよいとお聞きしたい。居住している地域に○をつけてもらう様式になっているが、細かい町名ではなく市内・市外程度にしてもよいかと思うがいかがか。

（発言する者あり）

谷平会長：住所の選択肢を市内・市外に変更し、ほかはそのままとする。

事務局：議会報告会を知った媒体についてのアンケートにほっと情報メールを付け加えたい。

（発言する者あり）

谷平会長：ほっと情報メールと公共施設のチラシも選択肢に追加することとする。

木村議員：ふるさとといわくら応援寄附金の改善提言がされるが、いろいろな意見があると思う。それは言ってもいいのか。

梅村副会長：まず提案者が考えを述べて、その後の意見交換会でそれぞれの意見を述べてよいと思う。提出していない議員も、そのことについて考えがあれば意見交換の中でやりとりしたほうがよいと思う。

（発言する者あり）

梅村副会長：基本は提出者が考えを述べて、それについてどうかということ聞くのが中心だが、全く違う考えを市民から言われることも当然あると思うので、それぞれ皆さんが思っていることを意見交換する形になるかと思う。

(4) 議会研修について

梅村副会長：資料に基づき説明

基礎的な内容が多いため期数の長い議員は知っていることも多いかもしれないが、今後主権者教育等で用語について説明する場面があるかもしれないので、一緒に受講していただきたいと思う。

事務局：若手市職員も対象だが、何人程度希望か。また、もともと職員については行政課が主体となって例規の研修も行っているが、案内のためにこの研修の狙いはどのようにするか。

梅村副会長：せっくなので若手職員も受講してもらってもよいという程度だが、詳細な手続きとしては議長名で市長あてに文書を提出していただく。入れる人数にしないといけないため4～5人程度で、受講希望があればどうぞというニュアンスで出していただきたいがどうか。

議会事務局長：全庁的にこのような勉強会があるということを案内することは可能。人数についてはたくさん入れないため、先着の希望制でやっていきたいと思う。

梅村副会長：先着順でよいと思う。締め切り等も任せる。資料が事前に必要であればお見せすることもできる。

議会事務局長：若手職員というのが曖昧なので、希望者という形の募集でよいか。若手に限定したほうがよいか。限定するのであれば年齢を示さないといけないと思う。

水野議員：中途採用の方もいる可能性があるので、入庁何年目までという区分にはいかがか。

木村議員：基礎的ということなので、その内容に合った人でないといけないと思う。執行機関で研修も行っているので、条例の事務に携わったことがない人を対象にしたほうがよいのでは。内容を示して、それに対応する職員の方が是非お越しく下さいという募集のしかたのほうがよいのではないか。

議会事務局長：おっしゃるとおりである。入庁後に研修を受けるが、そういった事務に携わっていないと忘れてしまい、改めて勉強する機会がなかなかない。基礎的な内容であることを示して募集する形がよいと思う。

水野議員：基礎的な内容を学びたい希望者ということでよいと思う。

塚崎議員：集合時刻が9時45分となっている。準備のために早めに集合しなくてよいか。

梅村副会長：机の配置等は前日に準備しておこうと思っている。前日準備も手伝っていただける方はご協力をお願いします。

(5) 岩倉市議会傍聴規則の一部改正について

梅村副会長：資料に基づき説明

大野議員：記者席には議会サポーターも座っているが、それはどこに。

梅村副会長：資料の最後に注釈を入れているが、サポーターが記者席で傍聴できることを条文に入れるかどうかを後で検討したい。

大野議員：入場の制限を入れようとする、感染症の際は氏名等を記入してもらっていたので、そういったことは書いてもいいと思う。議長が認める場合や必要な場合において住所氏名を記入していただくということが必要なのかと思う。

梅村副会長：そうなってくると、第4条の第2項に議長が別に定めることができるというような内容を入れたほうがいい。

木村議員：議論が必要で時間がかかることはここではやめておいて、現行にどうしても必要なものだけ加えてはいいか。なるべく必要なものだけ追加していく形をお願いします。

梅村副会長：追加するかどうかは保留にしておく。

木村議員：自分としては現状の規則は大切に、それで問題が起きているわけではないので、これに加えないといけなことを加えていくという立場で検討したほうがよいと思う。また、案を作成したほうがよい。例えば基本条例チームで案を検討して今年度中に出してはどうか。

梅村副会長：基本条例チームで案を作成してもよい。

片岡議員：基本条例チームで案を作成することに賛成する。第11条について、岩倉市は協議会も傍聴できるので、協議会も含めた形で検討していただければと思う。

谷平会長：第11条は協議会も含めていただく。

梅村副会長：では基本条例チームでまず案を作成してくる。住所氏名の記入手続きの必要性、録音や録画の許可、傍聴禁止者を細かく定めるか等、こだわりがあれば基本条例チームの人員に伝えておいてほしい。

(6) 議会における個人情報の取扱について

梅村副会長：資料に基づき説明

議案質疑等については個人情報 that 明らかにならないように発言に気をつけるということによいと思うが、議案に個人情報をそのまま記載するとなっていてところをどうしていくか。ホームページに公開するのは議案のみなので、例えば議案の個人情報は最初から書かないようにしてもらい、全員協議会の説明資料にのみ書いてもらうか。または、今までどおり両方に個人情報を記載し、公開する際は黒塗りにしていくか。議案は傍聴人に加工せず配布するとなっていて、個人情報を黒塗りしたものを渡しているので、ここは修正しないといけない。

塚崎議員：情報公開と個人情報保護の問題は、今、裁判でもかなり争われている。最高裁判所でも情報公開の指導が入っていて、個人情報保護で黒塗りした部分が、裁判で公開しなければならないとなったりしているところで、議員の判断でそれができるのか疑問である。黒塗りしていただいたほうが私は安心だが、議会の審議においてどの程度公開されていたほうがいいのかというところがあれば先輩議員から教えていただきたい。

片岡議員：個人情報に記載される議案はいろいろな種類がある。例えば、請願に関するもの、賠償の相手方など、一度洗い出して必要か不必要かひとつひとつ検討してはどうか。

塚崎議員：ないと思うが、執行部に関係の強い人が事故に見せかけて市から補償してもらうようなことがないか議員として監視していくことも私たちの仕事だと思うが、そういったものも黒塗りしていくべきか。しかし、私も黒塗りしてもらったほうが安心はできる。

大野議員：今回大きく問題となったところは、専決処分の被害者の部分を黒塗りするかどうかではないのか。そこに絞っては。

梅村副会長：そのやり方をどうしようかというところで、専決処分に絞ってどうするか決めるだけにするのか、せっきくの機会なので個人情報に係る部分を全体的に見直すか。全体的にこの様式に沿って見直してみようかと思ってやってみたが、専決処分に絞るということであればそれはそれでよいが。

塚崎議員：例えば請願や陳情の場合は本人の希望で名前の読み上げやホームページへの掲載をしないことができることになっているが、執行部の議案にはそれがない。専決処分の被害者にも、本人の意思を確認して、議案の氏名等を黒塗りするかしらないか決めるという規定にすることも可能か。

梅村副会長：現状は、個人情報は発言する際には本人の希望の有無に関わらず発言していない。議案書にのみ掲載されている。ホームページにも公開していないので、外には出ていない状況である。あとは、我々議員が議案書として個人情報をもらうのか、始めから隠されているものをもらうのかということである。本人に聞くとすれば、議案書に載せてよいかどうかだと思うが、その都度確認すると執行機関の事務が大変になるので、どちらかに決めてやっていったほうがよいと思う。

大野議員：当局はどのようにするか議会に判断を任せるということか。

梅村副会長：最初から市内在住個人という表記になってもよいかということである。

水野議員：議案書だと議案として採決する対象がどこの誰なのか特定していないといけないのでは。

梅村副会長：悩ましいところであるため、結論は次回でよいか。

木村議員：今焦点になっているのは専決処分の事故等の報告の際の被害者の部分である。皆さんの意見を聞くと、市の職員、人事案件、請願は従来どおりで、事故等の被害者に絞って検討してはどうかということではないか。水野議員の意見も出たので、もう少し時間をかけて検討しよう。

梅村副会長：意見もいただいたので、その点について会派や各議員で意見を整理していただき、次回決めていきたい。

（７）予算及び決算における冊子について

谷平会長：タブレットを導入したため、紙が必要な場合は印刷していただいたが、やはり紙の資料を残してはどうかという意見があったため皆さんにお聞きしたいと思う。

梅村副会長：来年度の議会費の申請で迷っており、やはり冊子が必要なのではという方がいればお申し出いただければありがたい。また、冊子までは必要ないが、政務活動費ではなく市の経費で紙資料を渡すことを標準とすることにしてはいかがか。ご意見があればお聞きしたい。議会としての方向性をとりまとめてほしいということであった。

水野議員：印刷すると紙代と印刷代だけではなく手間もかかる。冊子がほしい。

塚崎議員：可能であれば冊子をお願いしたい。

木村議員：タブレットだけで行っている議員もいる。タブレットを導入したので、必要な人は政務活動費でやるという方向でどうか。冊子が必要ない議員もいると思うので、全員に配付する必要はないのでは。個人的には冊子は必要であると思っているが。

塚崎議員：今回、タブレットだけでなくパソコンも持ち込んでデータのみで行ったが、とても審議をできる状況ではなかった。通知文等はペーパーレスで構わないと思うが、決算、予算は厳しかった。紙と併用できればよいと思う。

大野議員：当局の部長たちも自分たちの所管以外の部分はほとんどついていけない。私も成果報告書を印刷したが、印刷したほうが素早く閲覧できてよかった。

木村議員：予算書や決算書は紙資料があったほうが当然やりやすく、それは間違いない。しかし、せっかくペーパーレスでやり始めて、それを守っている人もいるので、必要な人は自分で用意してやるということにしてはどうか。やはりデータだけ見て、例えば証書類審査の申請を１週間以内に行わなければいけないのはとてもできなかった。紙資料でやる人は紙資料でやることも認めながら、費用については政務活動費で対応してはど

うか。場合によっては、手間はかかるが事務局に印刷してもらうこともありうると思う。それは事務局に協力してもらいたい。

水野議員：確認だが、冊子をもらうのと印刷するのではどちらが安い。やはり印刷したほうが安い。冊子をまとめてつくった方が安いということはないか。

事務局：冊子は市が用意して議員にも配付していたが、それをやめるということなので、市として議員分のみは用意してもらえないと思う。議案書についてはペーパーレス化しており、事務局では傍聴者用と議決書のみ紙に印刷している。今回、決算書、監査委員の意見書、主要施策の成果報告書等の一式を印刷してみたが、1セット印刷するのに30分かかった。

梅村副会長：いろいろとご意見をお聞きした。まだ始まったばかりであるので、できるだけデータで行う努力をしながら、必要な人は印刷してもらう形でもう少し様子を見る。予算については政務活動費のままでよい。

（発言する者あり）

梅村副会長：必要な人は政務活動費で印刷するということで来年度も進めたいと思う。

議会事務局長：1枚あたり紙代と印刷代で2.3円くらいであった。令和6年度の実績である。

谷平会長：必要な人は政務活動費で印刷することとする。

（8）今後の予定（視察対応等）

谷平会長：資料に基づき説明

水野議員：集合時刻が以前と変更になっているものがある。

谷平会長：視察の相手方が早く来るが多いため視察の集合時刻を変更させていただいた。

木村議員：10月23日の五条川小学校総合学習授業は6年生だけではないので6年生と記載しないほうがよい。

谷平会長：五条川小学校総合学習授業に変更する。

（9）その他

（9月の議会基本条例推進協議会で報告したサポーターの声の対応経過について）

事務局：出された方が10月のサポーターとの意見交換会に出席されるので確認してはどうかとの意見があった。先日の議会運営員会の前に確認できたため、先に議会運営委員会で報告し、その際にこの場で改めて報告することとなったため報告する。岩倉東小学校の事故の件について、基準の設定はしていなかったとのことだが、マニュアルに基づいて実施しているとのことであった。引き続き注意して取り組んでいくとのことであり、

サポーターには電話で説明した。

(10 月のサポーターとの意見交換会を欠席したサポーターからの意見について)

事務局：書面で意見が提出されたので報告をする。定例会を傍聴し、意義深い内容であったとのことであった。また、最終日に追加議案として提出された財産の貸付についてのご意見と、最終日に出された動議についてご意見があった。

10 その他

(議員互助会研修について)

須藤議員：先日、新城市の若者条例の視察を検討したが、新城市は予め日程を決めて合同で視察対応をしており、日程が合わなかったため今年度は見送ることとした。